

規制シート(様式)

080196800860001

平成28年12月27日

規制の名称	金融機関における合併及び転換に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年法律第86号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	同種の金融機関間の合併並びに異種の金融機関相互間における合併及び転換に係る規定を整備することにより、金融機関が相互に適正な競争を行うことを可能とする環境を整備して金融の効率化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。		
規制内容の概要	信用金庫と普通銀行の合併や信用金庫が普通銀行に転換する場合など、同種の金融機関間の合併並びに異種の金融機関相互間における合併及び転換を行う場合における内閣総理大臣等の認可、当該認可を受けた事項を実行した場合における内閣総理大臣等への届出等が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	金融機関の合併や転換については、地域経済へ多大な影響を及ぼすことが想定されるとともに、金融機関が相互に適正な競争を行うことを可能とする環境を整備することが必要であるため、規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		